平成２３年（フ）第３４２号
熊本市八反田２丁目12番35―209号
債務者　中野　清人
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３５４号
熊本市植木町広住375番地１
債務者　西嶋　奈美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山野　史寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７９号
栃木県栃木市藤岡町藤岡3298番地１
債務者　増田　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田いづみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第８０号
栃木県栃木市藤岡町藤岡3298番地１
債務者　増田　穣
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田いづみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第４１９号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷286番地312
債務者　清水　智治
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　浩孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４２３号
神奈川県横浜市保土ヶ谷区霞台59番２号
債務者　岡部　長景
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　淑子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３７８号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目19番地12イーストクレール105、前住所東京都練馬区大泉町２丁目24番５号伊藤敏方
債務者　高見　和城
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西里　壮史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６９２号
広島県東広島市西条町西条東1019番地５
債務者　岡野　俊紀
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５号
愛媛県松山市勝岡町26番地５　Ｂ―101号
債務者　藤山　尚也
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　明宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１３号
大分県中津市大字下池永790番地１　サークルハイツＣ―８号
債務者　大丸　政治
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０８号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山1878番地　さつきコーポ110号、住民票上の住所鹿児島県姶良市脇元668番地
債務者　永松すみ子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　崇敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第７１７号
神戸市灘区千旦通４丁目３番５号エステートピア中田202、従前の住所神戸市灘区徳井町４丁目１番６―201号
債務者　安木　義美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大削　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５８号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番１―1502号
債務者　ＨＡＺＵＫＩこと　菱田　明美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７７号
神戸市中央区山本通４丁目12番18号
債務者　レストランハイウェイこと　村上　志恒
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　孝治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７号
秋田市土崎港南２丁目２番37号　アイユウパレスＫ８―205、前住所秋田市牛島東７丁目13番14号
債務者　小野　洋志
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　狩野　節子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９号
秋田県潟上市天王字北野130番地16
債務者　佐々木眞樹子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江野　　栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２７号
山形市東山形２丁目７番18―401号　ネオハイツ東山形
債務者　伊藤　光一
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿崎喜世樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
山形地方裁判所民事部